

広報ひろの 号外3

平成23年6月1日 発行

◎広野町の状況

広野町の方針として福島第1原発が安定しない状況にあることから、全町民に対し自主避難を要請しています。4月22日、政府により広野町全域が**緊急時避難準備区域**※に指定されました。現在のところ町内への立ち入りは可能ですが、十分な注意が必要です。

※ 町内へ入る方は原発の状況が悪化した場合には屋内退避や避難などの措置を迅速に取れるようあらかじめ準備しておく必要があります。**子供や妊婦、介護を必要とする方は立ち入らないように要請されています。**

★放射線量(5月29日 12時現在)

大気中(広野町下北迫):0.42マイクロシーベルト/時 (年間に換算すると3.6ミリシーベルト)

計算式 例 0.46マイクロシーベルト×24時間(1日)×365日(1年)=3679マイクロシーベルト≒3.6ミリシーベルト

補足:国の基準では、成人が年間に浴びても安全だとされる線量は20ミリシーベルト/年とされています。

★上水道

法定検査項目	検査結果	水道法による判定基準	法定検査項目	検査結果	水道法による判定基準
一般細菌	0個	100個/ml以下	色度	1度未満	5度以下
大腸菌	検出なし	検出されないこと	濁度	0.1度未満	2度以下
塩化物イオン	4.6mg/L	200mg/L以下	残留塩素	0.2mg/L	0.1mg/L以上
有機物	0.3mg/L未満	3mg/L以下	放射性物質	検査結果	食物摂取制限に関する指標
pH値	6.9	5.8～8.6			
味	異常なし	異常でないこと	ヨウ素	検出なし	300Bq/kg
臭気	異常なし	異常でないこと	セシウム	検出なし	200Bq/kg

*水質検査(全50項目)結果(5月16日現在/月1回の検査)・放射性物質(5月24日現在/2日に1回の検査)

*水質検査により安全を確認しておりますが、**放射性物質は天候や風向きにより変化します。**

*放射性物質の最新検査結果については、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/>) 福島県ホームページ(暫定版)(<http://www.pref.fukushima.jp/j/>)で確認できます。

*下水供用区域については、建設課と協議しながら早期復旧に向け検討中です。

*水道本管の漏水調査、復旧作業を進めています。

★下水道

*公共下水道区域内の下水道本管、マンホール等復旧が必要な箇所について、引き続き調査を行っています。

*下水道処理施設(仮設)工事、管路工事、北迫川水管橋仮設工事に着手しました。

★道路

*路面の陥没や舗装補修工事のための測量調査を引き続きおこない、一部仮舗装工事を実施しています。

◎災害補償

★被災者生活再建支援制度について

津波や地震により、居住用家屋が全壊等の被害を受けられた世帯の生活を支援する制度です。なお、対象世帯以外の方で調査を希望される方はご連絡いただければ再調査を行います(調査は税務グループで行っています。)

◎行政機能

★国民年金保険料について

- 広野町(福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村)に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。
- 免除期間に対する年金の給付は、満額給付に対し2分の1となります。
- 免除の申請手続きは、平成23年7月末日までに行ってください。平成23年2月から平成23年6月分までの保険料が対象となります。平成23年7月分以降の保険料については、7月以降に改めて申請が必要です。

申請手続きは広野町役場湯本支所又は、お近くの年金事務所でできます。

年金に関するお問い合わせは、「被災者専用フリーダイヤル」へ!

0120-707-118(通話料無料)

受付時間:月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

※一般的な年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165でも受付ています。

◎農業関係

★稲の作付について

* 4月22日に原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)より、平成23年産の稲の作付けを控えるよう指示があったことにより、町では、**今年度の水稲の作付を行わないこと**にしています。

★稲以外の作物の作付について

* 稲以外の作物については、作付制限は行っていないですが、モニタリング検査の結果、**野菜等は摂取や出荷の制限を受けています。**今後は、随時、モニタリング検査を実施しているので、出荷等制限が解除になった場合はお知らせします。

★農地の管理について

* 現在、田、畑の土壌中には、比較的浅い層に放射性セシウム134と放射性セシウム137がほぼ同量含まれています。安全を考慮した場合、国の指導により出荷制限がかけられた農産物について、すき込みが禁止されていることから、**当面の間、農地の耕起は行わず、畦畔等の草刈りも、刈り取った場合はほ場等に保管**し、6月より始まる県の土壌調査の結果を踏まえ、今後の農地の管理方法を決めていきたいと思えます。

上記のとおり、土壌には放射性物質が含まれていますので、粉じんの吸入や土壌・水との接触をできるだけ避ける等、**十分注意してください。**

★農業に関する原子力損害賠償について

* 平成23年3月11日に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による原子力損害については、原子力損害による賠償を定めた原子力損害の賠償に関する法律に基づき、国において損害の範囲の判定等に関する一般的な指針を策定しています。町としては、農業に関する損害の現状を把握し、今後の損害賠償手続きが円滑に進むよう国・県に対し要望していきます。

広野町役場 湯本支所 〒972-8322 いわき市常磐上湯長谷町釜の前5番地

災害グループ(災害対策本部・災害補償・二次避難・三次避難 他) 0246-43-1331

行政グループ(各種証明書・保険証・教育委員会 他) 0246-43-1330

広野町役場(広野) 0240-27-2111

双葉地方水道企業団 0246-23-6751



広野町役場
携帯電話版
ホームページ

役場からのお知らせや証明書関係について、義援金申請の際に記載いただいた『避難先』へ送付しています。送付先の変更を希望する場合や避難先変更の際は、災害補償担当へご連絡をお願いします。

◎災害補償

★国・県義援金

5月31日現在、約1,900世帯への支払いが完了しています。まだ、義援金の申請がお済みでない方は、早めに申請くださいますようお願いいたします。

★「広野町災害補償相談室」の開設について

災害補償業務を迅速、公正かつ適正に展開するため、及び原子力災害に係る損害賠償を円滑に進展させるため、「広野町災害補償相談室」を5月19日付けで開設しましたので、お気軽にご相談ください。

◎二次避難関係（旅館・ホテル）

*第二次避難で旅館及びホテル等へ入館しているみなさんへお願いします。
第三次避難として、民間の借り上げ住宅及び仮設住宅への**移動を予定している方は、旅館及びホテル等を退館する前日の午前中までに各宿泊施設のフロントへ必ず申し出てください。**

◎三次避難関係（仮設住宅・借上住宅関係）

★仮設住宅

*いわき市内に第1期工事として201戸建設中 6月下旬入居開始

*高齢者等の優先入居者決定後、6月11日に抽選を行います。入居が決定され方へは電話にて連絡をします。**外れた方への連絡はありませんのでご了承ください。**

★福島県借上げ住宅の取扱いの一部変更について

○家賃の限度額

原則として、月毎の費用の限度額は6万円です。ただし、一住戸への入居人数が5名以上(乳幼児を除く。)の場合は月毎の費用の限度額は9万円となります。
世帯に小学生未満の乳幼児がいる場合はご相談ください。

○特例措置により県の借上げ住宅となる以前の遡及適用

3月11日以降、自ら福島県内の民間賃貸住宅に入居し、県の借上げ住宅となるまでに負担した入居費用及び家賃等の費用については、県が負担する予定です。受付日等詳細は決定しだいお知らせします。

*今のところ県外借上住宅家賃補助等の制度はありませんが、現在、福島県と同様な制度を実施しているのは、宮城県、山形県、岩手県、沖縄県です。また、埼玉県については、準備が整い次第実施する予定です。詳細については、避難先の市区町村等にお問い合わせください。引き続き国・県に制度の改正を強く要望していきます。

◎お知らせ

★車庫証明について

◎罹災証明書添付により申請手数料（2,500円）は免除

①直接、双葉警察署（川俣警察署内）へ申請する場合

即日許可書を交付します。

②最寄りの警察署へ申請する場合

受付後、双葉警察署へ書留にて郵送します（郵送料は申請者の負担となります。）。

2週間前後で交付されますので申請した最寄りの警察署で受領してください。

お問い合わせ 双葉警察署（川俣警察署内） 024-566-3157

★遺失物の保管について

*津波の被害地区でガレキ撤去及び不明者捜索の際に見つけた遺失物は、広野町役場（広野町）に保管していますので、確認を希望される方は役場（0240-27-2111）へご連絡ください。

★支援物資の配布について

*物資の配布をします。希望される方は、下記の配布日時に配布場所においでください。配布は、**1世帯に付き1回※**とさせていただきます。

なお、物資は、十分ご用意してございますが無くなりしだい終了とさせていただきます。

町で配布物資の配達等はいりません。

配布物資－飲料水 1箱

カップメン(20個入等) 1箱 **銘柄の指定はできません。**

乾電池(単三) 20本

配布場所－①広野町役場 湯本支所

②広野町役場(広野町)

配布日時－平成23年6月4日(土)～6月6日(月) 午前9時～午後5時まで

★役場開庁時間の変更について

*6月1日より広野町役場本庁・湯本支所の開庁時間が**午前8時30分から午後5時15分**へ変更になります。**土日祝日も平日と変わりなく開庁いたします。**

◎行政機能

★転入について

*災害により、転出証明書を添付せず他市区町村へ転入できる特例が出されておりますが、他市区町村から広野町へ住民票を移す(戻す)場合は、**他市区町村で転出手続きをし『転出証明書』の交付を受け広野町へ転入の手続きをしてください。**

★狂犬病予防注射について

*今年度は町での狂犬病予防接種は行いませんので各自動物病院にて接種してください。その際に獣医師から発行される予防接種済証を失くさずお持ちください。町が発行する予防接種済票は発行準備が整いしだいお知らせします。

★広野町小・中学校、幼稚園について

緊急時避難準備区域に指定されているため、町内の小・中学校及び幼稚園は引き続き休校・休園することとなっています。

過日、幼稚園、小・中学校の園舎・校舎の地震被害による建物の危険度調査を行いました。その結果、中学校校舎・幼稚園園舎は「構造体に問題は無いが、一部修繕が必要。立入る場合は注意すること。」という結果となりました。

この結果を踏まえ、改修工事等の準備を進めています。

★区域外就学等により避難されている児童生徒への就学費支援について

広野町に住所があり、平成23年4月以降、広野小・中学校へ就学する予定であった児童生徒がいる世帯に対し、学用品費や給食費などの就学費支援を行います。

就学費支援については、国からの通知により通学先の自治体で実施することとなりますので、通学先の市区町村教育委員会へお問い合わせください。
(※既に認定されている場合は問い合わせの必要はありません。)

★広野町奨学資金貸与事業について

広野町では、大学・短期大学・専門学校に通う広野町出身の学生に対し、月額最大10万円までの奨学資金の貸与を行っておりますが、新規の申請受付を6月末まで延長していますので、ご希望の方は広野町役場湯本支所までお問い合わせください。

なお、継続して貸与を受けられている方については、6月分以降も通常通り送金します。

★子ども手当の定期払いについて

*子ども手当の支給は、例年6月5日を予定していますが、震災の影響により6月中旬支給を予定しております。ご迷惑をおかけいたしますがご了承お願いいたします。

なお、広野町へ転出手続きをせず他市区町村に転入をされた方は、子ども手当担当へご連絡ください。

★介護保険関係のお知らせ

○介護サービス利用に伴う被保険者証の提示について
平成23年7月1日より介護サービスを利用する際には、被保険者証の提示が必要となります。

○介護サービス利用料の免除について
平成23年7月1日から被保険者証の提示により介護サービス利用料が免除となります。
免除期間は、平成24年2月29日まで(施設入所に係る食費及び居住費については平成23年8月31日までを予定)となる予定です。
※緊急時避難準備区域の指示が解除された場合は、免除期間が変更となることもあります。

★平成23年7月1日から医療機関等の窓口の取扱いが変わります。

○医療機関等で保険診療等を受ける際には、保険証(被保険者証)の提示が必要になります。
○医療機関等で窓口負担が免除となるためには、事前にご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要になります。
○免除期間は、平成24年2月29日まで(入院時食事療養費等については平成23年8月31日まで)となります。
※緊急時避難準備区域の指示が解除された場合は、免除期間が変更となることもあります。

広野町は原発事故による緊急時避難準備区域となっているため、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の加入者については、免除証明書は当分の間、必要ありません。

保険証を提示すれば一部負担金等の支払いが免除されます。

※本来であれば一部負担金等を支払う必要がなかったにもかかわらず、既に支払ってしまった一部負担金等については、申請により還付されます。準備が整い次第お知らせします。